

## 答 申

### 1 審査会の結論

長崎県知事が「平成13年度、平成15年度及び平成16年度 漁業協同組合検査書」について平成17年2月1日付けで行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、次に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

- ・平成13年度 漁業協同組合検査書のうち、  
第3 主要指摘事項 1(2)、2、4

### 2 不服申立て(異議申立て)に至る経過

- (1) 異議申立人は、平成17年1月21日付けで、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、長崎県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「 漁業協同組合における水産業協同組合法第123条第4項に基づく検査書(H12~H16)」の開示を請求(以下「本件開示請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、平成17年2月1日付けで、条例第7条第1号及び第2号に該当するという理由により、個人の氏名や検査指摘事項などに係る部分を不開示とする部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に対して、その旨を通知した。
- (3) 異議申立人は、平成17年4月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取消すことを求める。」というものであり、異議申立人の主張を異議申立書及び意見書により要約すると、おおむね次のとお

りである。

- (1) 検査の結果が公にされると、「検査の対象となる漁業協同組合（以下「漁協」という。）から協力が得られないことも予想される。」というが、当該漁協は常例検査を拒むことができるのか。
- (2) 検査の結果が公にされると、「漁協の利益等に多大な影響を及ぼす。」というが、これは、漁協（執行部）サイドに立った見解であり、漁民の一人一人の不利益を考慮に入れていない。
- (3) 検査の結果が公にされると、「検査書の作成に際して率直な認識や意見を表明することにつき、萎縮して消極的になるようなことも考えられる。」というが、それならばじめから常例検査はしなくてもいいのではないかと考えられる。
- (4) 平成11年12月9日付 漁協への検査書の中で、「事業管理費については、施設整備による減価償却費の負担増と雑費、接待交際費が計画を上回っている。」という指摘がなされている。開示してもらいたいのは、この事業管理費の項についてであり、組合の取引先、融資先の個人名、特定の法人と当該漁協との金融取引に関する情報及びこれら取引先法人の信用状況に関する評価は開示する必要はない。
- (5) 平成17年までに10億円近い設備投資がなされ、過去の決算において赤字を出し、繰越欠損金を計上している。漁民の一人として、「何が原因で多大の赤字が現出したのか。」「常例検査は機能しているのか。」「国民の知る権利が何故に履行出来にくいのか。」という三点を考慮に入れて意見書を提出した。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求は、県が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第1

23条第4項に基づき、当該漁協の適法かつ健全な運営の確保のため、業務又は会計の状況を検査し、この検査の結果に基づき、改善が必要と認められる重要な指摘事項等を記載して、当該漁協に対して交付した検査書についてである。

開示請求書には、「(H12～H16)」と記載されているが、当該漁協に係る上記検査は、平成12年度から平成16年度の間では、平成13年度、平成15年度及び平成16年度において行われており、この3カ年度の検査書を本件開示請求に係る公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 条例第7条第1号の該当について

本件公文書に記載されている当該漁協の取引先及び融資先の個人名は、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第2号の該当について

本件公文書に記載されている当該漁協の組織管理や経営内容に関する情報等、特定の法人と当該漁協との金融取引に関する情報及びこれら取引先法人の信用状況に関する評価は、公にされると当該漁協及び取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第5号の該当について

水産業協同組合法第123条第4項に基づく検査においては、資料の提出や事情聴取にあたっての強制力に一定の限界がある。このため、検査員は当該検査の結果が公開されないという認識のもと、漁協との一定の協力関係を保ちながら、資料の提出や事情聴取などを求め、検査を行っている。従って、検査の結果が公にされれば、今後、検査の対象となる漁協からの協力が得られないことも予想され、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、漁協の信用に関する情報が公にされると、当該漁協の利益等に多大な影響を及ぼすだけでなく、農林水産系の系統組織における信用事業のシステムの安定性が動揺する可能性もあると認められる。検査員は、このような情報が公にされた場合の影響の大きさを懸念して、検査書の作成に際して、率直な認識や意見を表明することにつき萎縮して消極的になるようなことも考えられ、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、検査の結果、明らかとなった当該漁協の組織管理や経営内容に関する情報は、条例第7条第5号に該当する。

## 5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が説明するように、実施機関が、水産業協同組合法  
第123条第4項に基づき、平成13年度、平成15年度及び平成16年度に  
漁業協同組合の業務又は会計の状況を検査し、その結果に基づき、改善が  
必要と認められる重要な指摘事項等を記載した当該漁協に係る検査書であると  
認められる。

これらの検査書は、次に掲げる内容で作成されている。

検査の要領

総評

主要指摘事項

その他の指摘事項

自己資本勘定の分析表

総資産の自己査定の正確性の表

財務処理基準令等適合状況（平成13年度に限る。）の表

水産業協同組合法施行令等適合状況（平成15年度及び平成16年度に限  
る。）の表

分類資産明細表

外部確認（平成15年度に限る。）の表

### (2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ての対象は、本件公文書のうち、不開示とされた下記の から  
についてであると認められる。

各年度検査書の検査の要領の中の 漁業協同組合の検査立会者(ただし、  
代表理事組合長及び参事を除く。)の氏名

各年度検査書の総評の一部

各年度検査書の主要指摘事項

平成13年度検査書のその他の指摘事項の一部、平成15年度及び平成1

## 6 年度検査書のその他の指摘事項

各年度検査書の自己資本勘定の分析表の金額及び出資口数

総資産の自己査定の正確性の表の金額及び分類の割合

平成13年度検査書の財務処理基準令等適合状況の表の金額及び基準との対比

平成15年度及び平成16年度検査書の水産業協同組合法施行令等適合状況の表の金額及び基準との対比

各年度検査書の分類資産明細表の相手方の氏名や名称、年度末残高、自己査定及び検査員（官）査定の内容など

平成15年度検査書の外部確認の相手先別の氏名、組合の帳簿残高など

なお、異議申立人は、意見書の中で「事業管理」だけでも開示してもらいたいと述べている。

### (3) 部分開示決定の理由などについて

当審査会がインカメラ審議を行った結果、異議申立人が意見書の中で述べている「事業管理」に関する部分を区分することは困難であると認められたので、(2)の から のすべてについて審査を行うこととした。

そこで、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号、第2号及び第5号の規定の内容を確認するとともに、漁協や都道府県による漁協の検査の性格について検討し、その上で、次の(4)において、部分開示決定の妥当性について個別に判断した。

なお、水産業協同組合法は、組合員や組合の債権者に対して決算関係書類の閲覧などを認めているが、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的を問わず、開示請求を認める制度であることから、開示の妥当性を判断するにあたっては、組合員や組合の債権者以外にも開示される可能性を前提とせざるを得ない。

#### 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし

書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

#### 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

漁協は、水産業協同組合法に基づき設立された団体であるが、公益法人や営利法人にも属さない中間的な非営利法人である。都道府県は、漁協の適法かつ健全な運営を確保するため、同法に基づき漁協の業務又は会計の状況を検査し、違法な事実が発見されたときには、同法第124条による必要措置命令をすることができるほか、漁協に対して検査の結果と助言を与えることとされており、一般の営利企業と性格を異にすると言える。

しかし、同法は、「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、」（同法第1条）、「組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。」（同法第4条）と規

定し、そのために信用事業や購買事業など一定の収益活動を行っていることから、一般の営利企業に類似した性格も有していると認められる。

本件公文書には、漁協の業務又は会計の状況を検査し、その結果に基づき、改善が認められる重要な指摘事項等の情報が記載されているので、これらの情報を公にすることにより、漁協の競争上の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかについて検討すべきであると考えた。

#### 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、県の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、開示しなければならないと規定している。

都道府県が行う漁協に対する検査は、漁協の適法かつ健全な運営の確保のため、業務又は会計の状況を検査するもので、その権限は、水産業協同組合法に規定されている。正当な理由なく検査を拒んだ場合には罰則が科せられることになるが、当該検査には、捜査機関による搜索及び差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴わないため、検査の実施にあたっては、県と漁協の間の信頼関係のもと、漁協の積極的な協力が不可欠であると認められる。

したがって、仮に、県において、当該検査の結果が公開されることになれば、県と漁協の間の信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して非協力的、消極的な態度を取るようになることも予想され、その結果、検査事務に支障が生じるおそれがあることは否めない。

しかしながら、同法が検査の権限を都道府県に付与していることから、漁協の業務又は会計の状況の検査の結果については、漁協の監督者としての都道府県に、説明責任もあると考えられる。

当審査会では、検査の内容を公にした場合の検査事務に与える支障と説明責任の双方について、勘案しながら、検討した。

#### (4) 前記(2)の から に係る個別の部分開示決定の妥当性について

各年度検査書の検査の要領の中の 漁業協同組合の検査立会者(ただし、代表理事組合長及び参事を除く。)の氏名

これらは、検査に立ち会った当該漁協の理事や監事等の氏名であって、特

定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。

また、水産業協同組合法により、漁協の代表権を有する者及び参事の氏名や住所等については漁協の登記事項とされているが、漁協の代表権を有しない理事や監事、その他の役職者の氏名等については登記事項とはされていないので、法令等の規定により公にされている情報等にはあらず、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、検査立会者のうち、代表理事組合長及び参事以外の氏名を不開示としたことは妥当である。

#### 各年度検査書の総評の一部

各年度検査書の総評のうち不開示とされた部分は、各年度の検査の結果明らかとなった当該漁協の経営状況や財務内容の改善に関する指摘事項であり、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第5号に該当するかを判断するまでもなく、これらについて不開示としたことは妥当である。

#### 各年度検査書の主要指摘事項

これらのうち、当該漁協の経営状況や財務内容の改善に関する指摘事項は、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第1号及び第5号に該当するかどうかを判断するまでもなく、当該漁協の経営状況や財務内容の改善に関する指摘事項について不開示としたことは妥当である。

また、当該漁協の財務の事務処理の改善に関する指摘事項のうち、当該漁協の財務の事務処理の改善を具体的に求める指摘事項は、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害す



るおそれがあると認められるので、同条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第1号及び第5号に該当するかを判断するまでもなく、当該漁協の財務の事務処理の改善を具体的に求める指摘事項について不開示としたことは妥当である。

しかし、この財務の事務処理の改善に関する指摘事項のうち、当該漁協に限られない一般的なものは、たとえ、公にされても、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があるとは考えにくく、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、県と当該漁協の間の信頼関係が損なわれるおそれはないとは言えないが、県の説明責任を考えると、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでも認められない。

したがって、当該漁協に限られない一般的なものと認められる平成13年度の当該漁協の検査書の「第3 主要指摘事項 1(2)、2、4」は、同条第2号及び第5号に該当しないので、開示すべきである。

平成13年度検査書のその他の指摘事項の一部、平成15年度及び平成16年度検査書のその他の指摘事項

これらは、検査の結果明らかとなった当該漁協の財務の事務処理の改善を具体的に求める指摘事項であって、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第5号に該当するかを判断するまでもなく、これらについて不開示としたことは妥当である。

各年度検査書の自己資本勘定の分析表の金額及び出資口数、総資産の自己査定 of 正確性の表の金額及び分類の割合、平成13年度検査書の財務処理基準令等適合状況の表の金額及び基準との対比、平成15年度及び平成16年度検査書の水産業協同組合法施行令等適合状況の表の金額及び基準との対比

これらは、当該漁協の財務内容のデータであって、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場

合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第5号に該当するかを判断するまでもなく、これらについて不開示としたことは妥当である。

各年度検査書の分類資産明細表の相手方の氏名や名称、年度末残高、自己査定及び検査員（官）査定の内容など

これらは、貸付先相手方の個人の氏名や法人その他の団体の名称、個々の貸付金額、貸付の形態の分類、貸付に対する評価などである。

このうち、貸付先相手方が個人である場合、氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、また、氏名を不開示にしたとしても、そのほかの部分の部分が公にされると、比較的狭小な地域社会においては、貸付先が推測される場合があり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、これらは、同条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

また、貸付先相手方が法人その他の団体である場合、これらの情報が公にされると、当該法人等の社会的評価に影響を与え、今後の事業者の活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、同条第5号に該当するかどうかを判断するまでもなく、これらについて不開示としたことは妥当である。

平成15年度検査書の外部確認の表の相手先別の氏名、組合の帳簿残高など

これらは、当該漁協に貯金をしている個人や当該漁協に対して貸出金を有する個人のうちの一部の者の氏名と貯金残高金額などの情報である。このうち、氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないので、不開示としたことは妥当である。

また、氏名を不開示にしたとしても、そのほかの貯金残高金額などの情報が一部でも公にされると、当該漁協が漁協と貯金者などの間の信頼関係が損なわれることを懸念し、検査にあたって、当該漁協がこれらのデータを県に

提出することに協力しないことも考えられ、その結果、検査事務に支障が生じるおそれがあると認められるので、同条第5号に該当する。

したがって、同条第2号に該当するかどうかを判断するまでもなく、これらについて不開示としたことは妥当である。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、下記のとおりである。

### 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年 4月12日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成17年 5月 6日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成17年 6月13日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成18年 2月23日	・ 審査会（審査）
平成18年 3月15日	・ 審査会（審査）
平成18年 5月12日	・ 審査会（審査）
平成18年 6月 9日	・ 審査会（審査）
平成18年10月 4日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長
伊佐 智子	長崎純心大学人文学部現代福祉学科 講師	
梅本 國和	弁護士	会長職務代理者
高橋 チヨノ	長崎県新生活運動協議会主幹	
峠 憲治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説 委員	